

雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書

日本学生支援機構理事長 殿

以下の事情により、雇用保険受給資格者証を提出できないため、事情書を提出します。

所属する学校名	
申込者氏名（自署）	（カナ）
生年月日（西暦）	年 月 日

離職者氏名	（カナ）
雇用保険受給資格者証を提出できない事情 ※いずれかに✓を付け、事情を詳細に記入してください。	☐ 雇用保険受給資格者証の発行ができません （詳細）特殊な事情により雇用保険受給資格者証がハローワークより発行されない場合、その事情を詳細に記入してください。未記入や、特殊事情がない場合（手続きをしていない等）は認められません。
	☐ 雇用保険の手続き中です （詳細） 現在、雇用保険の手続き中であり、雇用保険受給資格者証発行前のため、本事情書と雇用保険被保険者離職票のコピーを提出します。 なお、雇用保険受給資格者証は、雇用保険受給者初回説明会で発行される見込みです。追って、日本学生支援機構より雇用保険受給資格者証の提出を求められた場合は、速やかに提出します。 受給資格決定日： 年 月 日 雇用保険受給者初回説明会： 年 月 日

- ※1 申請時において、再就職、起業等により失職事由が解消している場合は、家計急変採用の支援対象とはなりません。
- ※2 「受給資格決定日」とは、ハローワークで離職票の提出と求職の申込みを行った日です。
- ※3 偽りその他不正の手段により申込み等を行い、それによって給付奨学金の支給を受けたときは、支給を受けた額に最大140/100を乗じた金額が、国税徴収の例により徴収されます。

<記入日>

年 月 日